



鳥取県公報

平成18年 8月18日(金)
第 7 8 1 4 号

毎週火・金曜日発行

目 次

告 示	身体障害者福祉法による指定身体障害者更生施設等の指定の辞退 (599) (障害福祉課) 1
	身体障害者福祉法による指定身体障害者更生施設等の指定 (600) (") 1
	都市計画の変更予定 (601) (景観まちづくり課) 2
	家畜伝染病の発生 (602) (畜産課) 3
	国土調査の成果の認証 (603) (耕地課) 3
	県道の区域の変更 (604) (道路企画課) 4
	県道の供用の開始 (605) (") 4
教委規則	鳥取県産業教育審議会々議規則を廃止する規則 (18) (高等学校課) 4
調達公告	一般競争入札の実施 (物品調達室) 5
	制限付一般競争入札の実施 (経営支援課) 8
	一般競争入札の実施 (2件) (警察本部会計課) 10

告 示

鳥取県告示第599号

身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第17条の29の規定に基づき、指定身体障害者更正施設等の指定の辞退があったので、同法第17条の31の規定により次のとおり告示する。

平成18年 8月18日

鳥取県知事 片 山 善 博

名称	所在地	指定身体障害者更正施設等の種類	辞退年月日
障害者福祉センターつばさ園	鳥取市伏野2259 - 49	身体障害者入所授産施設	平成18年 6月30日
"	"	身体障害者通所授産施設	"
障害者福祉センターあさひ園	鳥取市湖山町西三丁目113 - 1	身体障害者入所授産施設 (通所部)	"

鳥取県告示第600号

身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第17条の10第1項の規定に基づき、指定身体障害者更正施設等を

指定したので、同法第17条の31の規定により次のとおり告示する。

平成18年8月18日

鳥取県知事 片 山 善 博

名称	所在地	指定身体障害者更正施設等の種類	指定年月日
障害者福祉センターあさひ園	鳥取市湖山町西三丁目113 - 1	身体障害者通所授産施設	平成18年7月1日

鳥取県告示第601号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第1項の規定に基づき、次の都市計画を変更しようとするので、同条第2項において準用する同法第17条第1項の規定により告示する。

当該都市計画の案は、平成18年8月18日から同年9月1日まで鳥取県生活環境部景観まちづくり課（鳥取市東町一丁目220）及び米子市役所（米子市加茂町一丁目1）において公衆の縦覧に供する。

なお、当該都市計画の案については、平成18年9月1日までに知事に意見書を提出することができる。

平成18年8月18日

鳥取県知事 片 山 善 博

1 都市計画の種類及び名称

米子境港都市計画道路3・3・7号米子駅境線

米子境港都市計画道路3・4・5号横断道境港線

米子境港都市計画道路3・5・17号葭津和田町線

2 都市計画を変更する土地の区域

(1) 米子境港都市計画道路3・3・7号米子駅境線

変更する部分

米子市葭津字境目及び字跡落

(2) 米子境港都市計画道路3・4・5号横断道境港線

変更する部分

米子市流通町、淀江町佐陀字榎田、字上場、字原田、字越前、字五反田、字西海道ノ上及び字西海道ノ下、二本木字土器田中島、字七郎兵衛開ノ一、字古市場、字浜田及び字下海川、皆生二丁目、皆生三丁目、皆生四丁目、皆生五丁目、上福原五丁目、東福原七丁目、東福原八丁目、西福原七丁目、西福原八丁目、西福原九丁目、両三柳字平八道、字三右衛門道西北、字平左衛門道左右、字代吉郎道西、字代吉郎道左右、字御免地道東、字御免地道西、字御免地道西沖、字新川西、字市庵道西、字幸助道左右、字幸助道西、字治平道左右、字文三郎道西、字弥平道西、字忠次郎道西、字忠次郎道南、字隠居道西、字深池尻中通外、字深池、字三保向ヒ、字山中六郎兵衛屋敷通、字高木灘道西、字山中新川、字文平沖通及び字河崎境、河崎字三柳境沖ノ一、字沖通り、字矢倉灘道西及び字大水落沖、夜見町字新開、字新開一、字砂濱、字砂濱一、字砂濱二、字砂濱三、字砂濱四及び字砂濱五、富益町字新開壱、字新開弐、字新開参、字新開四、字新開五、字新開六、字新開七、字新開八、字新開九、字新開拾、字新開拾壹、字新開拾貳及び字新開拾参、和田町字濱田灘東、字二割屋敷東、字上灘屋敷東、字灘中屋敷東、字中屋敷東、字下灘屋敷東、字上松中東、字上大灘東北、字東灘北及び字御崎川尻北並びに大篠津町字上跡落、字東、字東ノ二、字安田、字戎及び字高場、境港市佐斐神町字砂濱ノ（一）、字砂濱ノ（二）、字砂濱ノ（三）及び字砂濱ノ（四）、財ノ木町字上灘及び字中灘、小篠津町字御崎灘、麦垣町字下灘及び字川向前、

新屋町の一部、高松町の一部、美保町の一部、竹内町の一部、福定町、中野町、上道町、昭和町並びに
岬町並びに西伯郡日吉津村大字日吉津並びに大字富吉

(3) 米子境港都市計画道路 3・5・17号 葭津和田町線

追加する部分

米子市大崎字作兵衛川北葭津境、字作兵工川北紋兵工堀及び字葭津境並びに葭津字境目

変更する部分

米子市大崎葭津境、葭津字跡落、字狐山、字四捨間割及び字正面通並びに和田町字西美保、字西広
場、字東美保、字横道西、字横道東、字元屋敷、字東荒山、字曲り沢、字高稲子、字南高稲子、字堂前、
字イガラ沢、字塚灘、字新川、字新川尻及び字上松中東

削除する部分

米子市葭津字北跡落

鳥取県告示第602号

家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）第13条第1項の規定に基づき、次のとおり家畜伝染病が発生した旨の届出があったので、同条第4項の規定により告示する。

平成18年 8月18日

鳥取県知事 片 山 善 博

家畜伝染病の種類	家畜の種類	区分	頭数	発生場所	発生年月日
ヨネネ病	牛	患畜	3	西伯郡伯耆町	平成18年 8月 7日

鳥取県告示第603号

国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定に基づき、次のとおり国土調査の成果を認証したので、同条第4項の規定により告示する。

平成18年 8月18日

鳥取県知事 片 山 善 博

調査を行った者の名称	調査を行った時期	成果の名称	調査を行った地域	認証年月日
若 桜 町	平成15年度から 平成17年度まで	若桜町（大字屋堂羅の一部） の地籍図及び地籍簿	若桜町大字屋堂羅の一部	平成18年 8月18日
三 朝 町	平成14年度から 平成17年度まで	三朝町（大字久原、大字曹源 寺、大字上西谷及び大字福本 の各一部）の地籍図及び地籍 簿	三朝町大字久原、大字曹源 寺、大字上西谷及び大字福 本の各一部	〃
〃	平成15年度から 平成16年度まで	三朝町（大字久原の一部）の 地籍図及び地籍簿	三朝町大字久原の一部	〃
〃	平成16年度から 平成17年度まで	三朝町（大字助谷の一部）の 地籍図及び地籍簿	三朝町大字助谷の一部	〃

北 栄 町	平成16年度から 平成18年度まで	北栄町（曲の一部）の地籍図 及び地籍簿	北栄町曲の一部	”
-------	----------------------	------------------------	---------	---

鳥取県告示第604号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、県道の区域を次のように変更したので、同項の規定により告示する。

その関係図面は、平成18年8月18日から2週間鳥取県県土整備部道路企画課（鳥取市東町一丁目220）において一般の縦覧に供する。

平成18年8月18日

鳥取県知事 片 山 善 博

路 線 名	区 間	変 更 前後別	敷地の幅員 (メートル)	敷地の延長 (メートル)
東伯野添線	東伯郡琴浦町大字鉾字屋敷240 - 1 地先から同字257 - 6 地先まで	変更前	15.0 ~ 24.0	29.0
		変更後	15.0 ~ 36.0	29.0
福永由良線	東伯郡琴浦町大字公文字北畑ヶ106 - 7 地先から同町大 字鉾字大空162 - 2 地先まで	変更前	6.5 ~ 31.5	464.0
		変更後	11.0 ~ 28.0	466.0

鳥取県告示第605号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次のとおり県道の供用を開始するので、同項の規定により告示する。

その関係図面は、平成18年8月18日から2週間鳥取県県土整備部道路企画課（鳥取市東町一丁目220）において一般の縦覧に供する。

平成18年8月18日

鳥取県知事 片 山 善 博

路線名	区 間	供用開始の期日
東伯野添線	東伯郡琴浦町大字鉾字屋敷240 - 1 地先から同字257 - 6 地先まで	平成18年8月18日
福永由良線	東伯郡琴浦町大字公文字北畑ヶ106 - 7 地先から同町大字鉾字大空162 - 2 地 先まで	平成18年8月18日

教育委員会規則

鳥取県産業教育審議会々議規則を廃止する規則をここに公布する。

平成18年8月18日

鳥取県教育委員会委員長 山 田 修 平

鳥取県教育委員会規則第18号

鳥取県産業教育審議会々議規則を廃止する規則

鳥取県産業教育審議会々議規則（昭和26年鳥取県教育委員会規則第4号）は、廃止する。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

調 達 公 告

一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の6第1項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成18年7月14日付鳥取県公報第7804号中調達公告一般競争入札の実施（除雪トラック2台に係るものに限る。）は、廃止する。

平成18年8月18日

鳥取県知事 片 山 善 博

1 調達内容**(1) 調達物品の名称及び数量**

除雪トラック2台

(2) 調達物品の仕様

入札説明書による。

(3) 納入期限

平成19年1月30日（火）

(4) 納入場所

入札説明書による。

(5) 入札方法

入札は鳥取県物品電子調達システム（以下「電子調達システム」という。）による電子入札又は紙入札によること。

契約に当たっては、電子調達システムの電子入札書に入力された金額（紙入札にあっては、入札書に記載された金額）に当該金額の5パーセントに相当する額を加算した金額（1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。）をもって契約金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の105分の100に相当する金額を入力し、又は記載すること。

2 競争入札参加資格

次に掲げる条件をすべて満たすこと。

(1) 政令第167条の4の規定に該当しない者であること。**(2) 平成18年鳥取県告示第162号（物品等の売買、修理等及び役務の提供に係る調達契約の競争入札参加者の資格審査の申請手続等について）に基づく競争入札参加資格を有するとともに、その資格区分が車両に登録されている者であること。**

なお、この一般競争入札に参加を希望する者であって、当該資格区分に登録されていないものは、競争入

札参加資格審査の申請書類を平成18年8月25日（金）午後5時までに4の（1）の場所に提出すること。

（3） この公告に示した物品を納入期限までに納入場所に納入することができる者であって、当該物品の納入後、保守、点検、修理その他のアフターサービスを納入先の求めに応じて速やかに提供できるものであること。

（4） 平成18年8月18日（金）から同年9月8日（金）までの間のいずれの日においても、鳥取県指名競争入札参加資格者指名停止措置要綱（平成7年7月17日付第157号）第3条の規定による指名停止措置を受けていない者であること。

3 契約担当部局

鳥取県総務部庶務集中局物品調達室

4 入札手続等

（1） 問合せ先

〒680 - 8570 鳥取市東町一丁目220

鳥取県総務部庶務集中局物品調達室

電話 0857 - 26 - 7433

電子メール buppintyoutatsu@pref.tottori.jp

（2） 入札説明書の入手方法

入札説明書は、平成18年8月18日（金）から同年8月24日（木）までの間にインターネットのホームページ（http://nyusatsu.pref.tottori.jp/Goods/PPI_Accepter.htm）から入手すること。ただし、これによりがたい者には、次により交付する。

ア 交付期間及び交付時間

平成18年8月18日（金）から同月24日（木）までの日（日曜日、土曜日及び国民祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）の午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時まで。

イ 交付場所

（1）に同じ。

（3） 入札説明会の日時及び場所

平成18年8月24日（木）午後2時

鳥取県庁第3会議室（鳥取県庁本庁舎地下）

（4） 郵便等による入札

可とする。ただし、書留郵便（親展扱いとすること。）又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者の提供する同条第2項に規定する信書便の役務のうち書留郵便に準ずるもの（親展扱いとすること。）により、（1）の場所に送付すること。

（5） 入札及び開札の日時等

ア 入札日時

平成18年9月7日（木）午前9時から同月8日（金）正午まで（ただし、郵便等による入札書の受領期限は同月7日午後5時までとする。）

イ 開札日時

平成18年9月8日（金）午後1時

ウ 場所

（1）に同じ

5 入札者に要求される事項

（1） 電子入札による場合は、電子調達システムの操作マニュアル記載の方法によること。

（2） 紙入札による場合は、入札書に件名及び入札者名を記入し、「入札書」と明記した封筒に入れ、密封して提出しなければならない。

- (3) この一般競争入札に参加を希望する者は、2の競争入札参加資格に適合することを証明する書類を、4の(1)の場所に平成18年8月31日(木)午後5時までに提出しなければならない。

6 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

本件入札に参加する者は、入札保証金として1の(5)で定める金額の100分の5以上の金額を県の指定する期日までに提出しなければならない。この場合において、鳥取県会計規則(昭和39年鳥取県規則第11号。以下「会計規則」という。)第124条において準用する会計規則第113条に定める担保の提供をもって入札保証金の提出に代えることができる。

なお、次のいずれかに該当する場合には、鳥取県物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則(平成7年鳥取県規則第106号。以下「調達手続特例規則」という。)第13条の規定により、入札保証金の全部又は一部を免除する場合がある。

ア 保険会社との間で鳥取県を被保険者とする入札保証保険契約を締結したとき。

イ 競争入札参加資格を有し、鳥取県競争入札参加資格審査事務取扱要綱(昭和40年1月30日付発出第36号)第5条第1項に規定する競争入札参加資格者名簿に登録された者で、落札後契約を締結しないおそれがないと認められるとき。

(2) 契約保証金

落札者は、契約保証金として1の(5)で定める契約金額の100分の10以上の金額を納付しなければならない。この場合において、会計規則第113条に定める担保の提供をもって契約保証金の納付に代えることができる。

なお、調達手続特例規則第17条の規定により、契約保証金の全部又は一部を免除する場合がある。

7 その他

(1) 契約手続において使用する言語、通貨及び時刻

日本語、日本国通貨及び日本標準時刻

(2) 入札の無効

2の競争入札参加資格のない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札並びに会計規則、この公告及び入札説明書に違反した入札は、無効とする。

(3) 契約書作成の要否

要

(4) 落札者の決定方法

この公告に示した物品を納入できると判断した入札者であって、会計規則第127条の規定に基づいて作成された予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行ったものを、落札者とする。

(5) 手続における交渉の有無

無

(6) その他

詳細は、入札説明書による。

8 Summary

(1) Nature and quantity of the products to be purchased : 2 Snow removal trucks

(2) August 31, 2006 5 : 00 PM : Time - limit for submission of documents for qualification confirmation

(3) September 8, 2006 Noon : Time - limit for submission of tenders

September 7, 2006 5 : 00 PM : Time - limit for submission of tenders by registered mail

(4) Contact Point for the notice : Office of Procurement Services Bureau of Finances and Accounts General Affairs
Department Tottori Prefectural Government 1 - 220 Higashi - machi Tottori - shi 680 - 8570 Japan TEL : 0857 - 26 - 7433

制限付一般競争入札（地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の5の2の規定により参加者の資格を定めて行う一般競争入札をいう。）を行うので、政令第167条の6第1項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成18年8月18日

鳥取県知事 片 山 善 博

1 調達内容

(1) 調達案件及び数量

- ア 農業近代化資金等電算処理システム開発業務（詳細設計、プログラム開発、テスト） 一式
- イ データ移行業務 一式
- ウ システム導入・設定業務（ネットワークの設定を含む。） 一式
- エ 研修、教育業務 一式
- オ ソフトウェアの調達 一式

(2) 調達案件の仕様

入札説明書による。

(3) 履行期間

契約締結の日から平成19年3月23日（金）まで

(4) 履行場所

鳥取市東町一丁目220 鳥取県農林水産部経営支援課 他

(5) 入札方法

契約に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の5パーセントに相当する額を加算した金額（1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。）をもって契約金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 競争入札参加資格

この入札に参加する資格を有する者は、次の(1)から(7)までの要件をすべて満たす者とする。

(1) 政令第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 鳥取県内に本店、支店その他の営業所を有する事業者であること。

(3) 入札日までの間に、平成18年鳥取県告示第162号（物品等の売買、修理等及び役務の提供に係る調達契約の競争入札参加者の資格審査の申請手続等について）に基づく競争入札参加資格を有するとともに、その資格区分が役務の情報処理サービスに登録されている者であること。

(4) 1の(1)に示した調達案件を1の(3)の履行期間内に履行することができる者であること。

(5) 平成18年8月18日（金）から同年9月1日（金）までの間のいずれの日においても、鳥取県指名競争入札参加資格者指名停止措置要綱（平成7年7月17日付出第157号）第3条の規定による指名停止措置を受けていない者であること。

(6) 平成18年8月18日（金）から同年9月1日（金）までの間のいずれの日においても、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更正手続き開始の申立てが行われた者又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続き開始の申立てが行われた者（競争入札参加資格の再認定の手続きを行っている者を除く。）でないこと。

(7) 平成15年4月1日以降に、Webアプリケーションによるシステムを開発し、企業（自社及び関連企業を除く。）その他の団体に納入した実績を有すること。

3 契約担当部局

鳥取県農林水産部経営支援課

4 入札手続等

(1) 問合せ先

〒680 - 8570 鳥取市東町一丁目220

鳥取県農林水産部経営支援課金融係

電話 0857 - 26 - 7260

(2) 入札説明書の交付方法

(1)の場所で平成18年8月18日(金)から同月25日(金)までの日(日曜日及び土曜日を除く。)の午前9時から午後5時までの間に交付する。

なお、郵送による交付を希望する場合は、同期間内に(1)の問合せ先に書面によりその旨を申し出ること。

(3) 郵便による入札

不可とする。

(4) 入札及び開札の日時及び場所

平成18年9月1日(金)午後2時

鳥取県庁第4会議室(鳥取県庁本庁舎地階)

5 入札者に要求される事項

(1) 入札書は、件名及び入札者名を記入し、「入札書」と明記した封筒に入れ、密封して提出しなければならない。

(2) この一般競争入札に参加を希望する者は、2の競争入札参加資格に適合することを証明する書類を、4の(1)の場所に平成18年8月28日(月)午後3時までに持参しなければならない。

(3) 入札者は、(2)の書類に関して説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

6 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

本件入札に参加する者は、入札保証金として入札金額の100分の5以上の金額を入札書に添えて提出しなければならない。この場合において、鳥取県会計規則(昭和39年鳥取県規則第11号。以下「会計規則」という。)第124条において準用する会計規則第113条に定める担保の提供をもって入札保証金の提出に代えることができる。

なお、次のいずれかに該当する場合には、会計規則第123条第2項の規定により、入札保証金の全部又は一部を免除する場合がある。

ア 保険会社との間で鳥取県を被保険者とする入札保証保険契約を締結したとき。

イ 競争入札参加資格を有し、鳥取県競争入札参加資格審査事務取扱要綱(昭和40年1月30日付発出第36号)第5条第1項に規定する競争入札参加資格者名簿に登録された者で、落札後契約を締結しないおそれがないと認められるとき。

(2) 契約保証金

落札者は、契約保証金として契約金額の100分の10以上の金額を納付しなければならない。この場合において、会計規則第113条に定める担保の提供をもって契約保証金の納付に代えることができる。

なお、会計規則第112条第2項の規定により、契約保証金の全部又は一部を免除する場合がある。

7 その他

(1) 契約手続において使用する言語、通貨及び時刻

日本語、日本国通貨及び日本標準時

(2) 入札の無効

2の競争入札参加資格のない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札及び会計規則、この公告又は入札説明書に違反した入札は、無効とする。

(3) 契約書作成の要否

要

(4) 落札者の決定方法

会計規則第127条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札をした者を、落札者とする。ただし、その者の入札価格によってはその者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不相当であると認められるときは、その者を落札者とせず、当該予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札をした他の者のうち、最低価格をもって入札をした者を落札者とすることがある。

(5) 手続における交渉の有無

無

(6) その他

詳細は、入札説明書による。

一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の6第1項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成18年8月18日

鳥取県知事 片 山 善 博

1 調達内容

(1) 借入物品等の名称及び数量

鳥取県指紋情報管理システム 一式

(内訳)

ア 借入物品 鳥取県指紋情報管理システム用機器 一式

イ 購入物品 鳥取県指紋情報管理システムに係るソフトウェア 一式

(2) 借入物品等の仕様

入札説明書による。

(3) 借入期間

平成19年1月1日から平成24年12月31日まで

(4) 納入期限

平成18年12月28日（木）

(5) 納入場所

入札説明書による。

(6) 入札方法

入札金額は、(1)のア及びイに掲げる物品等に係る1月当たりの単価の合計額を記載すること。

なお、契約に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の5パーセントに相当する額を加算した金額（1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。）をもって契約金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 競争入札参加資格

次に掲げる条件をすべて満たすこと。

(1) 政令第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 入札書の提出の日までの間に、平成18年鳥取県告示第162号（物品等の売買、修理等及び役務の提供に

係る調達契約の競争入札参加者の資格審査の申請手続等について)に基づく競争入札参加資格(以下「競争入札参加資格」という。)のうち、リース・レンタルに係るものを有すること。

なお、この一般競争入札に参加を希望する者であって、当該資格区分に登録されていないものは、競争入札参加資格審査の申請書類を平成18年8月28日(月)午後5時までに4の(2)の場所に提出すること。

(3) この公告に示した物品等を1の(4)の納入期限までに1の(5)の納入場所に納入することができる者であって、当該物品等の納入後、保守、点検、修理その他のアフターサービスを納入先の求めに応じて速やかに提供できるものであること。

(4) 平成18年8月18日(金)から同年9月28日(木)までの間のいずれの日においても、鳥取県指名競争入札参加資格者指名停止措置要綱(平成7年7月17日付出第157号)第3条の規定による指名停止措置を受けていない者であること。

3 契約担当部局

鳥取県警察本部警務部会計課

4 入札手続等

(1) 入札に関する問合せ先

〒680 - 8520 鳥取市東町一丁目271
鳥取県警察本部警務部会計課予算係
電話 0857 - 23 - 0110 (内線2225)

(2) 競争入札参加資格審査の申請書類に関する問合せ先

〒680 - 8570 鳥取市東町一丁目220
鳥取県総務部庶務集中局物品調達室物品調達担当
電話 0857 - 26 - 7431、7432又は7433

(3) 入札説明書の交付方法

(1)の場所で平成18年8月18日(金)から同月28日(月)までの日(日曜日及び土曜日を除く。)の午前9時から午後5時までの間に交付する。

(4) 郵便等による入札

可とする。ただし、書留郵便(親展扱いとすること。)又は民間事業者による信書の送達に関する法律(平成14年法律第99号)第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者の提供する同条第2項に規定する信書便の役務のうち書留郵便に準ずるもの(親展扱いとすること。)により、(1)の場所に送付すること。

(5) 入札及び開札の日時及び場所

平成18年9月28日(木)午後2時(ただし、郵便等による入札書の受領期限は、同月27日(水)午後5時までとする。)

鳥取県警察本部入札室(鳥取県警察本部庁舎2階)

5 入札者に要求される事項

(1) 入札書は、件名及び入札者名を記入し、「入札書」と明記した封筒に入れ、密封して提出しなければならない。

(2) この一般競争入札に参加を希望する者は、2の競争入札参加資格に適合すること及び納入しようとする物品等が入札説明書に示す仕様に適合することを証明する書類を、4の(1)の場所に平成18年9月11日(月)午後3時までに提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。

(3) 入札者は、(2)の書類に関して説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

6 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

本件入札に参加する者は、入札保証金として1の(6)で定める金額に72月を乗じて得た金額の100分の5以上の金額を入札書に添えて提出しなければならない。この場合において、鳥取県会計規則(昭和39年鳥取

県規則第11号。以下「会計規則」という。)第124条において準用する会計規則第113条に定める担保の提供をもって入札保証金の提出に代えることができる。

なお、次のいずれかに該当する場合には、鳥取県物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則(平成7年鳥取県規則第106号。以下「調達手続特例規則」という。)第13条の規定により、入札保証金の全部又は一部を免除する場合がある。

ア 保険会社との間で鳥取県を被保険者とする入札保証保険契約を締結したとき。

イ 競争入札参加資格を有し、鳥取県競争入札参加資格審査事務取扱要綱(昭和40年1月30日付発出第36号)第5条第1項に規定する競争入札参加資格者名簿に登録された者で、落札後契約を締結しないおそれがないと認められるとき。

(2) 契約保証金

落札者は、契約保証金として1の(6)で定める金額に72月を乗じて得た金額の100分の10以上の金額を納付しなければならない。この場合において、会計規則第113条に定める担保の提供をもって契約保証金の納付に代えることができる。

なお、調達手続特例規則第17条の規定により、契約保証金の全部又は一部を免除する場合がある。

7 その他

(1) 契約手続において使用する言語、通貨及び時刻

日本語、日本国通貨及び日本標準時

(2) 入札の無効

2の競争入札参加資格のない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札及び会計規則、この公告又は入札説明書に違反した入札は、無効とする。

(3) 契約書作成の要否

要

(4) 落札者の決定方法

この公告に示した物品等を納入できると判断した入札者であって、会計規則第127条の規定に基づいて作成された予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行ったものを、落札者とする。

(5) 手続における交渉の有無

無

(6) その他

詳細は、入札説明書による。

8 Summary

(1) Nature and quantity of the products to be leased :

- Equipment of Tottori fingerprints administration system, 1 set

Nature and quantity of the products to be purchased

- Software for Tottori fingerprints administration system, 1 set

(2) September 11, 2006 3:00 PM : Time - limit for submission of documents for qualification confirmation

(3) September 28, 2006 2:00 PM : Time - limit for submission of tenders

September 27, 2006 5:00 PM : Time - limit for submission of tenders by registered mail

(4) Place of contact for the notice : Finance Division, Tottori Prefectural Police

Headquarters 1 - 271 Higashi - machi Tottori - shi 680 - 8520 Japan

TEL 0857 23 0110 ex.2225

一般競争入札を行うので、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「政令」という。)第167条の6第1項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成18年8月18日

鳥取県知事 片 山 善 博

1 調達内容

(1) 借入物品等の名称及び数量

ICカード化運転免許証追記装置 一式

(内訳)

ア 借入物品 運転免許証追記端末 3台
裏面印刷プリンタ 3台
証明書キャッシュサーバ 1台

イ 購入物品 運転免許証追記端末に係るソフトウェア 一式
証明書キャッシュサーバに係るソフトウェア 一式
操作者認証用デバイス 30枚

(2) 借入物品等の仕様

入札説明書による。

(3) 借入期間

平成19年1月1日から平成23年12月31日まで

(4) 納入期限

平成18年12月28日(木)

(5) 納入場所

入札説明書による。

(6) 入札方法

入札金額は、(1)のア及びイに掲げる物品等に係る1月当たりの単価の合計額を記載すること。

なお、契約に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の5パーセントに相当する額を加算した金額(1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。)をもって契約金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 競争入札参加資格

次に掲げる条件をすべて満たすこと。

(1) 政令第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 入札書の提出の日までの間に、平成18年鳥取県告示第162号(物品等の売買、修理等及び役務の提供に係る調達契約の競争入札参加者の資格審査の申請手続等について)に基づく競争入札参加資格(以下「競争入札参加資格」という。)のうちリース・レンタルに係るものを有すること。

なお、この一般競争入札に参加を希望する者であって、当該資格区分に登録されていないものは、競争入札参加資格審査の申請書類を平成18年8月28日(月)午後5時までに4の(2)の場所に提出すること。

(3) この公告に示した物品等を1の(4)の納入期限までに1の(5)の納入場所に納入することができる者であって、当該物品等の納入後、保守、点検、修理その他のアフターサービスを納入先の求めに応じて速やかに提供できるものであること。

(4) 平成18年8月18日(金)から同年9月21日(木)までの間のいずれの日においても、鳥取県指名競争入札参加資格者指名停止措置要綱(平成7年7月17日付第157号)第3条の規定による指名停止措置を受けていない者であること。

3 契約担当部局

鳥取県警察本部警務部会計課

4 入札手続等

(1) 入札に関する問合せ先

〒680 - 8520 鳥取市東町一丁目271
鳥取県警察本部警務部会計課予算係
電話 0857 - 23 - 0110 (内線2225)

(2) 競争入札参加資格審査の申請書類に関する問合せ先

〒680 - 8570 鳥取市東町一丁目220
鳥取県総務部庶務集中局物品調達室物品調達担当
電話 0857 - 26 - 7431、7432又は7433

(3) 入札説明書の交付方法

(1)の場所で平成18年8月18日(金)から同月28日(月)までの日(日曜日及び土曜日を除く。)の午前9時から午後5時までの間に交付する。

(4) 郵便等による入札

可とする。ただし、書留郵便(親展扱いとすること。)又は民間事業者による信書の送達に関する法律(平成14年法律第99号)第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者の提供する同条第2項に規定する信書便の役務のうち書留郵便に準ずるもの(親展扱いとすること。)により、(1)の場所に送付すること。

(5) 入札及び開札の日時及び場所

平成18年9月21日(木)午後2時(ただし、郵便等による入札書の受領期限は、同月20日(水)午後5時までとする。)

鳥取県警察本部入札室(鳥取県警察本部庁舎2階)

5 入札者に要求される事項

(1) 入札書は、件名及び入札者名を記入し、「入札書」と明記した封筒に入れ、密封して提出しなければならない。

(2) この一般競争入札に参加を希望する者は、2の競争入札参加資格に適合すること及び納入しようとする物品等が入札説明書に示す仕様に適合することを証明する書類を、4の(1)の場所に平成18年9月7日(木)午後3時まで提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。

(3) 入札者は、(2)の書類に関して説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

6 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

本件入札に参加する者は、入札保証金として1の(6)で定める金額に60月を乗じて得た金額の100分の5以上の金額を入札書に添えて提出しなければならない。この場合において、鳥取県会計規則(昭和39年鳥取県規則第11号。以下「会計規則」という。)第124条において準用する会計規則第113条に定める担保の提供をもって入札保証金の提出に代えることができる。

なお、次のいずれかに該当する場合には、会計規則第123条第2項の規定により、入札保証金の全部又は一部を免除する場合がある。

ア 保険会社との間で鳥取県を被保険者とする入札保証保険契約を締結したとき。

イ 競争入札参加資格を有し、鳥取県競争入札参加資格審査事務取扱要綱(昭和40年1月30日付発出第36号)第5条第1項に規定する競争入札参加資格者名簿に登録された者で、落札後契約を締結しないおそれがないと認められるとき。

(2) 契約保証金

落札者は、契約保証金として1の(6)で定める金額に60月を乗じて得た金額の100分の10以上の金額を納付しなければならない。この場合において、会計規則第113条に定める担保の提供をもって契約保証金の納付に代えることができる。

なお、会計規則第112条第2項の規定により、契約保証金の全部又は一部を免除する場合がある。

7 その他

(1) 契約手続において使用する言語、通貨及び時刻

日本語、日本国通貨及び日本標準時

(2) 入札の無効

2の競争入札参加資格のない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札及び会計規則、この公告又は入札説明書に違反した入札は、無効とする。

(3) 契約書作成の要否

要

(4) 落札者の決定方法

この公告に示した物品等を納入できると判断した入札者であって、会計規則第127条の規定に基づいて作成された予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行ったものを、落札者とする。

(5) 手続における交渉の有無

無

(6) その他

詳細は、入札説明書による。

